

第1章 計画の基本的事項

1. 計画改訂の趣旨
2. 計画の位置付け
3. 計画の目標年度・期間
4. 計画の対象範囲



競秀峰

1. 計画改訂の趣旨

中津市の恵まれた環境を維持するとともに、環境に関する諸課題を解決し、将来世代も含めた中津市民が「健康で文化的な生活を営むことができる恵み豊かな環境を享受」（中津市環境基本条例前文）するため、また、中津市を環境の側面から「暮らし満足 No.1 のまち」（第五次中津市総合計画）にするために、平成31年3月に「中津市環境基本計画」を策定し、身近なごみ問題から地球規模での問題に至るまで環境施策の着実な推進を図ってきました。

こうした中で、令和2年10月に国は、「令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言し、この挑戦を経済と環境の好循環につなげていくとしています。

また、生物多様性の保全に向けて、令和3年のG7サミットで、令和12年(2030年)までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」に取り組むことを約束し、令和4年の生物多様性条約締約国会議(COP15)での採択を踏まえ、次期生物多様性国家戦略の策定を行いました。

中津市においても、かけがえのない環境を次世代に引き継いでいくため、地球温暖化対策に積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロにする脱炭素社会「ゼロカーボンシティ」を目指す取り組みを行っています。また、生物多様性への取り組みや身近な環境問題である生活環境の保全、循環型社会の構築などにも引き続き取り組むことが必要です。

令和5年度は本計画の中間年度にあたることから、こうした国や中津市の環境施策の動向を踏まえ、本計画の方向性を維持しながら、環境施策のさらなる推進を図るために施策等を見直しています。



【本計画の施策とSDGsとの関係】

本計画に定める施策は、SDGsの様々なゴールと関連します。本計画の施策とSDGsとの関係は、以下のとおりです。

施策のなかには、対となるゴールもあれば、複数のゴールに同時に効果を及ぼすものもあります。本計画の施策が、様々なSDGsのゴールに貢献することが分かります。

ゴール2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



本計画の基本施策

- 自然共生社会の構築
- 脱炭素社会・循環型社会の構築

ゴール3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



本計画の基本施策

- 脱炭素社会・循環型社会の構築
- 生活環境の保全

ゴール4：すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



本計画の基本施策

- 自然共生社会の構築
- 環境保全のための人・組織づくりの推進

ゴール6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



本計画の基本施策

- 自然共生社会の構築
- 生活環境の保全
- 環境保全のための人・組織づくりの推進

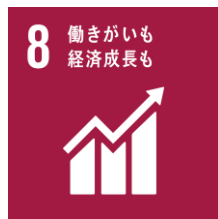
ゴール 7：すべての人々に安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



本計画の基本施策

- 脱炭素社会・循環型社会の構築

ゴール 8：包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



本計画の基本施策

- 自然共生社会の構築
- 脱炭素社会・循環型社会の構築

ゴール 11：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



本計画の基本施策

- 自然共生社会の構築
- 脱炭素社会・循環型社会の構築
- 生活環境の保全

ゴール 12：持続可能な生産消費形態を確保する



本計画の基本施策

- 脱炭素社会・循環型社会の構築
- 環境保全のための人・組織づくりの推進

ゴール 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



本計画の基本施策

- 自然共生社会の構築
- 脱炭素社会・循環型社会の構築
- 環境保全のための人・組織づくりの推進

ゴール 14：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



本計画の基本施策

- 自然共生社会の構築
- 生活環境の保全
- 環境保全のための人・組織づくりの推進

ゴール 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



本計画の基本施策

- 自然共生社会の構築
- 脱炭素社会・循環型社会の構築
- 環境保全のための人・組織づくりの推進

ゴール 17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



本計画の基本施策

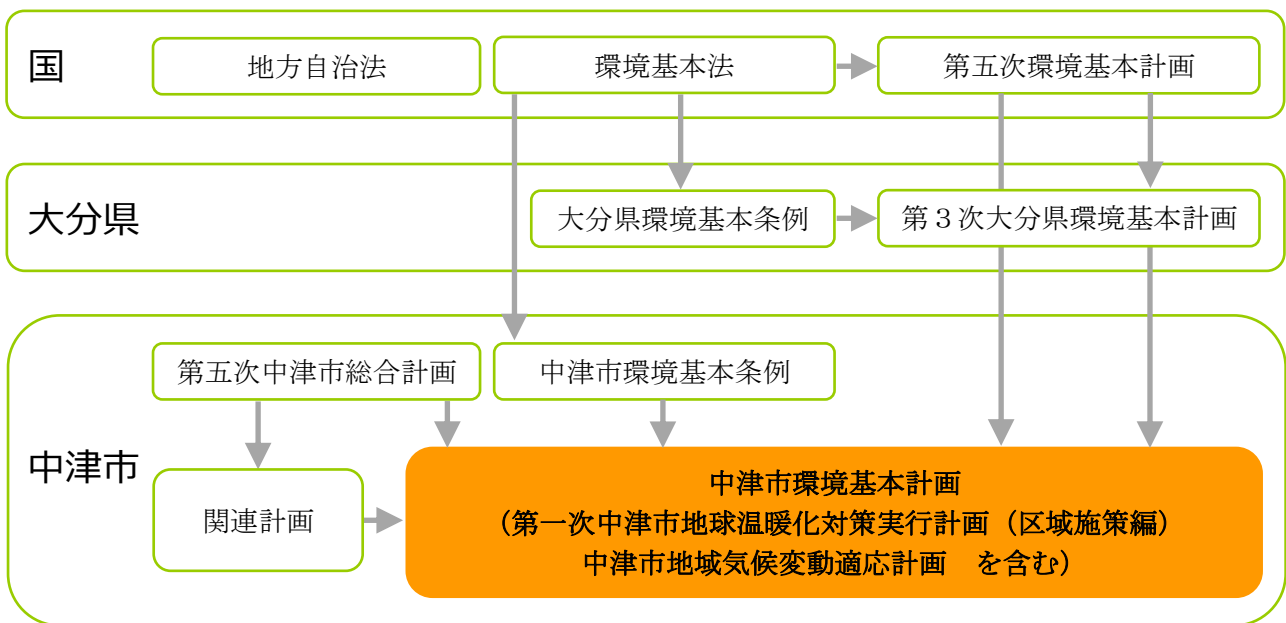
- 環境保全のための人・組織づくりの推進

2. 計画の位置付け

本計画は、環境基本法第36条*及び中津市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、本市の環境に関する関連計画の最上位に位置づけられます。

本計画では、まちづくりの指針となる最上位の計画である「第五次中津市総合計画」や、環境分野の個別計画との整合や関連する他分野との連携を図りながら、実行する施策を設定します。

なお、本計画の「脱炭素社会・循環型社会の構築」に係る部分は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「第一次中津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として、「地球温暖化への適応」に係る部分は、「気候変動適応法」第12条に基づく「中津市地域気候変動適応計画」として策定しています。



※環境基本法

平成5年制定。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢（けいたく）の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしています。

※環境基本法第36条（条文一部抜粋）

地方公共団体は、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

